

【調整控除】

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の人

- 次の①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額
- ① 下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の人

- 次の①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額
 - ① 下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
 - ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- ※合計所得金額が2,500万円超えの場合、適用なし

【所得税と市県民税の人的控除の差額】

控 除 の 種 類			差 額	
障害者控除	普 通		1万円	
	特 別		10万円	
同居特別障害者加算			22万円	
ひとり親控除	父 親		1万円	
	母 親		5万円	
寡 婦 控 除			1万円	
配偶者控除	一般	900万円以下(*)	5万円	
		900万円超950万円以下(*)	4万円	
		950万円超1,000万円以下(*)	2万円	
	老人	900万円以下(*)	10万円	
		900万円超950万円以下(*)	6万円	
		950万円超1,000万円以下(*)	3万円	

控 除 の 種 類				差 額	
扶 養 控 除	一 般			5万円	
	特 定			18万円	
	老 人			10万円	
	同 居 老 親			13万円	
勤 労 学 生 控 除				1万円	
配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 合 計 所 得 金	48万円超 50万円未満	900万円以下(*)	5万円	
			900万円超950万円以下(*)	4万円	
		50万円以上 55万円未満	950万円超1,000万円以下(*)	2万円	
			900万円以下(*)	3万円	
			900万円超950万円以下(*)	2万円	
			950万円超1,000万円以下(*)	1万円	
基 礎 控 除				5万円	

*納税義務者の合計所得金額

【配当控除】

課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	→ 般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

●主な税制改正について●

令和6年度 (令和5年1月1日から令和5年12月31日中の収入) の個人住民税から適用される改正点は次のとおりです。

(1) 国外居住親族等の取扱いの見直し

国外扶養親族等のうち、控除の対象となる親族等の年齢が29歳以下及び70歳以上となります。ただし、30歳以上69歳以下であっても、①留学生、②障害者、③送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者については対象となります。

(2) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式の統一

所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受ける旨の記載がされた確定申告書が提出された場合には、総所得金額に含めることとなります。また申告分離課税についても、所得税において申告分離課税の規定が適用された場合に限り、適用することとされました。

※令和6年度以降は、納税通知書の送達後であっても、期限後に確定申告書が提出された場合は課税方式が変わる (所得税と一致させる) こととなります。

●森林環境税について●

令和6年度から個人市民税・県民税均等割と合わせて森林環境税 (国税) 年額1,000円の課税が始まります。

※防災・減災のための特例による市民税・県民税年額1,000円の加算は令和5年度で終了しました。

※個人市民税・県民税均等割と森林環境税 (国税) を合わせた税額は年額5,400円が変わりません。

●市民税・県民税の定額減税について●

令和6年度分の納税義務者の市民税・県民税所得割額から次の合計額を控除します。

① 納税義務者本人 1万円 ② 控除対象配偶者又は扶養親族 (国外居住者を除く) 1人につき1万円

※合計所得金額が1,805万円 (給与収入2,000万円相当) 以下の納税義務者に限られます。

※合計額が所得割額を超える場合は、所得割額が限度となります。

※減税しきれない額は、納税通知書に定額減税残額として記載があります。この場合、別途給付金 (定額減税補足給付金) が支給されます。詳細が決まり次第お知らせします。

※同一生計配偶者 (控除対象配偶者及び国外居住者を除く) は、令和7年度に減税します。

市民税・県民税・森林環境税のしおり

日頃より、当市の税務行政につきまして、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税が別紙通知書のとおりとなりましたのでお知らせします。

●市民税・県民税・森林環境税の徴収方法●

以下の3種類の方法で徴収いたします。

★普通徴収

納付書が同封されている人・・・金融機関やコンビニエンスストア、市役所の窓口で納めてください。

「地方税統一QRコード」または「eL番号」を利用して各種スマホアプリ決済納付や、地方税お支払いサイトでクレジット決済納付も可能です。

詳しくは同封の「市税の納付のご案内」をご覧ください。

ご不明な点は納税課・管理係 (電話: 054-643-3332 (直通)) までお問合せください。

※市民税の納付書には、森林環境税を含みます。

口座振替の人・・・・・・・指定された金融機関の預貯金口座から引き落としいたします。

(引落口座の変更を希望する人は、金融機関窓口にご相談ください。)

※前納を選択されている方で、定額減税により普通徴収第1期納付額が0円になる方は、本年度において前納ができませんのでご了承ください。なお、第2期以降については期別ごとの引き落としになります。

※給与からの特別徴収 (差し引き) を希望される人は事業所の給与担当者にご相談ください。

★給与からの特別徴収 (差し引き)

毎月の給与から特別徴収 (差し引き) されることとなります。令和6年度の特別徴収は、令和6年6月～令和7年5月まで (定額減税の対象者については令和6年7月～令和7年5月まで) の給与から差し引きされます。

★公的年金からの特別徴収 (差し引き)

受給している公的年金から特別徴収 (差し引き) されることとなります。

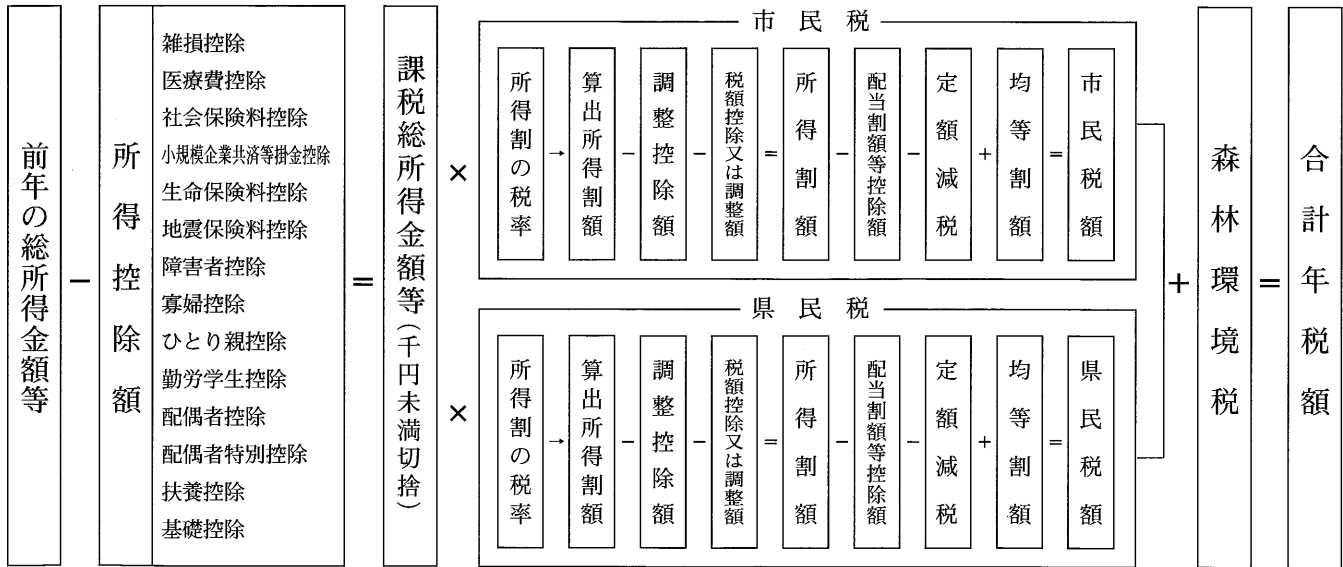
詳しくは、別紙通知書の裏面「公的年金からの特別徴収 (差し引き) 制度について」をご覧ください。

●還付が発生した方へ●

令和6年度途中で税額変更があり、還付が発生した場合は、後日、納税課より還付通知を送いたします。

●税額の計算方法●

令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得を基礎として次の方法により計算したものです。



担当 藤枝市役所 財政経営部課税課市民税係

電話: 054-643-3187 FAX: 054-643-3125

お問合せの際は、お手元に税額決定通知書又は、税額変更通知書をご用意ください。